

事 務 連 絡
令和 8 年 1 0 月 9 日

都道府県トラック協会
専務理事 殿

公益社団法人全日本トラック協会
交通・環境部

**令和 8 年熊本地震にかかる自家用自動車の有償運送の取扱いについて
(延長)**

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

表記につきまして、令和 8 年 8 月 3 日付にて国交省より発出された「令和 8 年熊本地震の復旧に必要な資材等の運送にかかる道路運送法第 7 8 条第 1 号の適用について」、令和 8 年 9 月 3 0 日まで認めることとしておりましたが、被災地域における復旧の状況等を勘案し、期限を令和 8 年 1 0 月 3 1 日まで延長することとする旨、発出されました。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、傘下の会員事業者に対する周知をお願い申し上げます。

以上

(本件に関する問い合わせ先)
(公社) 全日本トラック協会 交通・環境部 電話：03-3354-1045